10／27（木）の発表

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」
～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時　　10月27日（木）22時30分

発　表　項　目	家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生及び 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議（第１回）の開催について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発 表 者	
		発表場所	
概　　要	1　経緯 ○　本日(27日(木))、道内の農場において死亡鶏が発生したことから、家畜保健衛生所へ通報があり、簡易検査を行ったところ、Ａ型インフルエンザ陽性を確認。 ○　現在、確定検査実施中であり、判定は明日(28日(金))10時頃の見込みです。 2　当該農場 ○　所 在 地　厚真町 ○　飼養状況　肉用鶏　約17万羽 3　周辺農場 ○　半径３km以内（移動制限区域）　100羽以上：２戸　約32万羽 ○　３～10km以内（搬出制限区域）　100羽以上：３戸　約38万羽 ※　移動制限区域：家きん等の移動を禁止する区域 ※　搬出制限区域：家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域 4　北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 ○　日　時：令和４年10月28日（金）　10時00分予定 ○　場　所：テレビ会議室（本庁舎３階北側） ○　出席者：知事、副知事、関係部長　ほか ○　議題（案） （１）　道内での高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について （２）　防疫計画案について （３）　その他 5　道の対応 ○　確定検査の結果判明後、農林水産省との協議により、高病原性鳥インフルエンザと判定された場合、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会を開催し、防疫計画を決定。 ○　また、本部会議終了後、速やかに胆振総合振興局対策本部会議を開催するとともに、殺処分等の防疫措置を講じる。 ○　なお、野鳥については、環境省から監視重点区域に指定された発生農場周辺の半径10ｋｍ圏内における監視を強化します。		

報道（取材）に当たってのお願い	○　高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。 ○　**現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあるとともに、ドローンやヘリコプターによる撮影は発生農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。** ○　なお、写真等につきましては、別途、対策本部指揮室から提供します。
他のクラブとの関係	同時配付　胆振総合振興局 同時レク

担　　当 （連絡先）	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部指揮室（担当者：中谷） ＴＥＬ：011-231-4111（内線　38-106）　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ：011-206-7384